

# 観光復興に向けた地域協働事業支援金交付要領

令和元年（2019年）11月29日

（一社）長野県観光機構

## 1 目的

『がんばろう信州！観光キャンペーン』の一つの事業として、広域的なプロモーション等を長野県観光機構が市町村観光協会等と協働で取組む「観光復興に向けた地域協働事業」を実施することにより、令和元年台風第19号により落ち込んだ県内観光需要を喚起する。

## 2 支援内容

- ・台風19号による災害・被害を受けた地域を中心に観光振興の事業に関し支援を行う。
- ・長野県観光機構は実施に必要な費用の一部を支援金として支給する

## 3 支援対象事業

（1）被災により落ち込んだ観光需要喚起および今後の誘客につながる事業で以下の項目に該当するもの。

- ア）受入の仕組みづくりに関する事
- イ）旅行商品の造成・販売に関する事
- ウ）新たなイベント等の実施に関する事
- エ）メディア、旅行会社等招請に関する事
- オ）県内外への情報発信に関する事
- カ）受入の仕組みづくりと関連する素材の磨き上げに関する事
- キ）その他、上記に類似する事業に関する事

（2）3（1）の定めにかかわらず以下の項目に該当する場合は支援対象としない。

- ア）県が交付する元気作り支援金等、補助金および補助金の交付対象となる事業
- イ）国の支出する支援金及び補助金等の交付を受けた事業で、他の補助金の交付を認めていないもの
- ウ）国又は県が出資する法人及び団体からの助成金の交付を受けた事業
- エ）宗教的活動に関する事業
- オ）政治的活動に関する事業
- カ）公序良俗に反する事業

## 4 支援対象者

- ・長野県内の観光地域づくりに資する活動を行う団体（DMO、観光連盟、観光協会、広域観光連盟、協議会等）

## 5 支援対象額

（1）実際に要した額を対象とし、台風19号による災害救助法適用市町村が支援対象者に含まれる場合については総額の4/5以内、その他は総額の3/4以内とする。

（2）一団体への支援金の下限額は30万円程度、上限額は400万円程度とする。

6 支援対象費用

対象費用は、事業の実施に必要な経費とする。ただし、事業実施に係る職員の人件費は除く。

7 支援対象期間

申請の承認から令和2年（2020年）3月31日までに終了する事業とする。

8 実施までの事務手続き

支援金の申請、決定、支払いに関する手続きは以下のとおりとし、期日については別に定める。なお、本事業は原則事業終了後の支援金支払いとするが、特に必要と長野県観光機構が認める場合は概算払いができるものとする。概算払いが必要な場合は別途計画書提出時に合わせてその旨を記載すること。

(1) 実施主体から実施計画書（様式第1号）提出

(2) 実施計画書に基づき、必要に応じて実施主体と内容を調整の上、機構が主催する審査会（※）にて支援及び概算額を決定

(3) 事業実施

(4) 事業報告書（様式第2号）の提出（提出期限は事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和2年（2020年）3月31日のいずれか早い日とする。）年）3月31日までに提出）

(5) 完了検査及び支援額の確定

(6) 支援金請求（様式第3号）の提出（提出後30日以内に支払い）

※ 審査会では「被害状況」、「事業効果」、「広域性」等の観点から審査を行い、応募が多数あった場合は本審査会をもって、支援事業を決定する。

9 その他

その他事業の実施上必要な事項については、長野県観光機構において別に定めるものとする。